

令和6年10月31日

総務大臣  
村上誠一郎 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 相田 仁

答 申 書

令和6年8月23日付け諮問第3183号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見等及びそれに対する当審議会の考え方は、別紙のとおりである。

以上

## 電気通信事業法施行規則等の一部改正等に対する意見等及びそれに対する考え方(案)

意見募集期間: 令和6年8月24日(土)～同年9月24日(火)(案件番号: 145210349)

再意見募集期間: 令和6年9月27日(金)～同年10月10日(木)(案件番号: 145210370)

## 意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 4件(法人: 2件)

再意見提出者 1件

※提出意見数は、意見提出者数としています。  
※意見及び再意見については要約を付しています。

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	個人A	個人C
2	個人B	—
3	ソフトバンク株式会社	—
4	楽天モバイル株式会社	—

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● PSTNに係る電気通信設備の機能や算定方法に関する規定を削除することに異論はない。</li> <li>● 現在予定している2025年1月までにIP網への移行が完了しない可能性も想定される。</li> <li>● PSTNに係る規定削除については、移行が完了した後に施行するよう余裕を持った日程で施行日を定めるべき。</li> </ul>	<p>再意見1</p>	<p>考え方1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ IP網への移行に伴い、PSTNに係る電気通信設備の機能や算定方法に関する規定を削除することに異論はありません。</li> <li>○ 一方で、今後IP網への移行途中に想定外の課題が発生し、その対処に時間を要した場合、現在予定されている2025年1月までにIP網への移行が完了しない可能性も想定されます。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ IP網への移行に伴うPSTNに係る電気通信設備の機能や算定方法に関する規定を削除することに対する賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ また、PSTNに係る規定の削除に関する施行日については、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第9号）において、現行の接続料の算定については令和4年4月1日から令和6年</li> </ul>	<p>無</p>

<p>○ その場合、利用者は現状と同じ STM-POI を経由した通話を継続することとなるため、当該 PSTN に係る規定削除については、移行が完了した後に行うよう余裕を持った日程で施行日を定めるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		<p>12 月までを適用期間としていることから、令和 7 年 1 月 1 日を施行日とすることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、IP 網への移行は、双方向番号ポータビリティやロケーションポータビリティの範囲の拡大など、利用者利便や競争促進につながる機能実現のためには不可欠であり、たとえ一部の呼に関して PSTN を使い続けなければならないとしても、移行できるものに関しては可能な限り早く IP 網に移行することが必要と考えます。</p> <p>○ 電話網移行円滑化委員会での報告においては、呼の大多数を占める一般呼等に関しては、予定通り 2025 年 1 月までに IP 網への移行が完了予定であるとのことであり、また、同委員会において、2025 年 1 月以降もモバイル発の緊急通報呼の一部に関して PSTN を継続使用することが必要であるならば、NTT 東日本・西日本と相互接続協定を締結する認可申請により使用可能との方針も示されていることから、PSTN に係る法定機能の削除に関する</p>
--	--	--

		る施行日を令和7年1月1日とすることが適当と考えます。	
<p>意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 接続料規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第14号）附則第15項について、接続料は事業者それぞれにより各々の原価に応じて個別に算定・設定されるべきであり、仮にNTT東西の間でその算定価格に格差が生じ、その縮小が必要と判断された場合であっても、それは経費削減等の企業努力により講じられるべき。</li> <li>● 現在の東西均一接続料は、あくまでIP網への移行期間における暫定措置であり、令和6年12月まで時限適用される整理であったと理解している。今回の令和10年3月31日までの再延長以上の延長はないものと認識している。</li> <li>● NTT東西それぞれによる各々の原価に応じた個別の接続料の算定・設定は、コスト構造や収益構造の比較検証等のためにも必要である。</li> </ul>	再意見2	考え方2	

<p>○ 今般の改正案においては、接続料規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第14号)附則第15項について、「<u>令和十年三月三十一日</u>までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域(当該事業者が固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。)を設置する都道府県の区域に限る。)以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の<u>表二の項の機能(メタル回線収容機能に限る。)</u>及び六の二の項の機能(一般中継系ルータ接続伝送機能に限る。)に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする」となるとされていま</p>		<p>○ 情報通信審議会「IP 網への移行後の音声接続料の在り方」答申(令和6年6月)に記載のとおり、NTT東日本・西日本の各々の業務区域における第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料は、個別に算定・設定されることが原則である一方、これまで、加入電話／メタルIP電話の接続料においては、利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請があるとして、NTT東日本とNTT西日本の接続料について同額とする扱いが採られてきたものです。</p> <p>○ また、同答申における試算のとおり、接続料の東西格差が継続することが見込まれる中で、東西別接続料とした場合には、接続事業者を含めて大きな影響が生じるおそれがあることから、現行制度の趣旨も踏まえ、今般検討した接続料算定方法の適用期間においては、メタルIP電話固有部分について東西均一接続料を継続することが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>
---	--	--	----------

<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方最終答申」(令和3年9月情報通信審議会)においても「個別に算定・設定されることが原則」(P67)、「本来は東西別で設定されるべき」(P68)とされているように、接続料は事業者それぞれにより各々の原価に応じて個別に算定・設定されるべきであり、仮にNTT東西殿の間でその算定価格に格差が生じ、その縮小が必要と判断された場合であっても、それは経費削減等の企業努力により講じられるべきものです。</li> <li>○ 現在は東西均一とされていますが、これは、市場及び利用者への影響を踏まえた観点並びに接続料の事業者間精算の負担軽減の観点からの、あくまでIP網への移行期間における暫定措置であり、令和6年12月まで時限適用される整理であったと理解しています。今回これを令和10年3月31日まで再延長するとありますが、あくまで当該移行期間に限った</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一方で、接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを踏まえ、メタルIP電話固有部分の接続料における東西別接続料への是正について、引き続き検討すべきと考えます。</li> <li>○ NTT東日本・西日本それぞれによる各々の原価に応じた個別の接続料の算定・設定に対する御意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>	
---	--	--	--

<p>運用であることに変わりはなく、これ以上の延長はないものと認識しております。</p> <p>○ なお、NTT 東西殿それぞれによる各々の原価に応じた個別の接続料の算定・設定は、コスト構造や収益構造の比較検証等のためにも必要であると考えております。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>			
---	--	--	--

その他の事項

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受付締切日時を意見提出期間のとおり修正すべき。</li> </ul>	再意見3	考え方3	
<p>○ 受付締切日時の「2024年9月24日0時0分」は「2024年9月25日0時0分」と修正したほうがよい。意見提出期間は「9月24日(火)まで」であるから。</p> <p>(個人 A)</p>		<p>○ 「2024年9月24日23時59分」が正しい受付締切日時ですので、修正しました。</p>	無
<p>意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● メタル IP 電話とひかり電話の接続料が平均額とされている。ひかり電話利用者は相当に損をしているのではないか。</li> <li>● メタル IP 電話とひかり電話の通話料に差を付けるということは検討できないか。</li> <li>● 取扱所(級局)毎に回線使用料(基本料)に差があるのはおかしい。</li> <li>● プッシュ回線やナンバー・ディスプレイ、ナンバー・リクエストといったオプ</li> </ul>	再意見4	考え方4	

<p>ションを標準にするなどして全国一律または東西每一律に再編すべき。</p>			
<p>○ メタル IP 電話とひかり電話の接続料に、相当な差があるのに、接続料が平均額とされている。ひかり電話利用者は相当に損をしているのではないか。</p> <p>○ ひかり電話への移行インセンティブとして、メタル IP 電話とひかり電話の通話料に差を付けるということは検討できないか。</p> <p>○ また、意見募集対象と直接関係はないが、取扱所(級局)毎に回線使用料(基本料)に差があるのはおかしい。</p> <p>○ 元々は区域内通話対象数に差があるからという理由だったはずだが、全国一律料金になってその理由は通らないはずである。</p> <p>○ プッシュ回線やナンバー・ディスプレイ、ナンバー・リクエストといったオプションを標準にするなどして全国一律または東西每一律に再編すべき。</p> <p>(個人B)</p>		<p>○ 情報通信審議会「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IP 網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～」最終答申(令和3年9月)のとおり、IP 網へ移行後、メタル IP 電話とひかり電話は、各々メタル收容装置と收容ルータを通じていずれも NGN に收容され、他事業者と接続する POI も同一となる等、接続料原価の対象となる網や設備を多く共有することとなり、また、メタル IP 電話とひかり電話はいずれも 0AB-J 番号の指定を受けており、機能や料金等の一部に差異があるものの、両電話は類似した品質で提供されるものです。</p> <p>○ そのため、IP 網への移行後、第一種指定電気通信設備制度の下で、メタル IP 電話とひかり電話の接続料は同一の接続料として算定することが適当であると考えます。</p> <p>○ 取扱所(級局)毎の回線使用料(基本料)に対する御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

	再意見5 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存のメタル回線を維持しつつ料金は IP 電話のようになればよい。</li> <li>● 光ファイバーを用いた IP 電話とはあくまで別の物であるべき。</li> <li>● メタル回線を維持する必要があるが、それを理由として、それぞれの料金を安価にすべきではない。</li> </ul>	考え方5	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存のメタル線回線を維持しつつ料金は IP 電話のようになればよいかとは思いますが。</li> <li>○ また光ファイバーを用いた IP 電話とはあくまで別の物であるべきと思います。</li> <li>○ メタル線回線を維持していただかないと今まで通りなにかあったときの電話という意味はありません。</li> <li>○ また逆にそれを理由としてそれぞれの料金を安価にすべきとも思えません。</li> <li>○ 050 plus のようなサービスが新規申し込み終了していることもございます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ NTT 東日本・西日本における固定電話から固定電話への通話料金は、IP 網への移行に伴い、IP 電話と同様に令和6年1月から全国一律となっています。</li> <li>○ その他の御意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>	無

	<ul style="list-style-type: none"><li>○ サ終しているサービスもごさいます。</li><li>○ そちらも併せて吟味すべきかと考えます。</li></ul> <p>(個人 C)</p>		
--	---	--	--

以上